

議案第 79 号

あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 28 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

総合グラウンドテニスコートの人工芝生化に伴う施設使用料の改定など、規定を整備する必要がある。

あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 9 年あきる野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条中「第 25 条」を「前条」に改める。

別表第 3 総合グラウンドあきる野市民球場の項中「少年野球場」の次に「、テニスコート（玉見ヶ崎テニスコートを除く。）」を加える。

「

別表第 5 中	野球場	1 面 2 時間	—	—	1,200 円	3,600 円	を
	ソフトボール場		—	—	700 円	2,100 円	
	少年野球場		—	—	700 円	2,100 円	
	テニスコート (玉見ヶ崎を含む。)		—	—	500 円	1,500 円	
	運動広場		—	—	無料	—	

」

「

野球場	1 面 2 時間	—	—	1,200 円	3,600 円	に改める。
ソフトボール場		—	—	700 円	2,100 円	
少年野球場		—	—	700 円	2,100 円	
テニスコート (玉見ヶ崎テニスコートを除く。)		—	—	1,300 円	3,900 円	
玉見ヶ崎テニスコート		—	—	500 円	1,500 円	
運動広場		—	—	無料	—	

」

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。